

船舶部門日本産業規格（JIS F）原案の作業計画

（新規 JIS F 原案 2 件、既存 JIS F 規格の改正原案 3 件、

既存 JIS F 規格の廃止計画 12 件）

2023/05/01

一般財団法人 日本船舶技術研究協会

新規 JIS F 原案の作成作業への着手_1

【第 32 回標準部会で作業計画が承認（2020 年 9 月 30 日）】

1. 規格番号及び規格名称
JIS F xxxx:202x, アルミニウム船—アルミニウム合金製ダビット
2. 規格概要
この規格は、搭載艇、錨のつり揚げなどに用いる使用荷重 1～5kN のアルミニウム合金製一般ダビットの設計、製造要件等について規定している。
3. 制定の目的と期待・効果
この規格の制定によって、アルミニウム合金製ダビットの設計、工作、維持管理の利便性向上、生産及び取引の合理化、品質の向上、製作コストの低減などが期待される。
4. 規定する箇条の構成（主な規定項目）
 - 1 適用範囲
 - 2 引用規格
 - 3 用語及び定義
 - 4 種類
 - 5 構造、形状及び寸法
 - 6 試験及び検査
 - 7 材料
 - 8 製品の呼び方
 - 9.表示
5. 対応国際規格との整合性
対応なし
6. 担当分科会
甲板機械及びびぎ装分科会／小型高速艇用アルミニウム艀装品設計基準規格原案作成 WG
7. 原案作成期間（予定）
2020 年 9 月 30 日 ～ 2021 年 9 月 29 日

【第 33 回標準部会で作業計画が承認（2021 年 3 月 1 日）】

1. 規格番号及び規格名称

JIS F xxxx:202x, 電子海図表示装置

2. 規格概要

船舶に搭載する航海情報を表示させ、航海を支援することを目的に、基本機能の充実を図り、追加および拡張機能を有した画面表示の自由度を高く設定した、「電子海図表示装置」の機能要件及び試験方法について規定する。

3. 制定の目的と期待・効果

近年の船舶におけるデータ活用強化の流れに伴い、ECDIS（電子海図情報表示装置）においては S-100 改定議論が進んでおり、また、それに先行する形で電子海図表示装置の普及も進んでいる。しかし、それら電子海図表示装置の機能・品質は区々であり、船舶航行の安全性に影響を及ぼしかねない懸念もあることを踏まえ、電子海図表示装置における安全航行に要求される明確な基準を策定することで、それらを使用する船舶の航行安全を寄与することを目的とするものである。本規格にて日本国での安全実績を蓄積し、国際規格へ昇華することで、全世界的な電子海図システムの標準化による安全航行の効果が期待できる。

4. 規定する箇条の構成（主な規定事項）

- 1 適用範囲, 2 引用規格, 3 用語及び定義,
- 4 機能要件, 5 試験方法

5. 対応国際規格との整合性

対応国際規格なし

6. 担当分科会

航海分科会／電子海図 WG

7. 原案作成期間（予定）

2021 年 3 月 2 日～2022 年 3 月 1 日

既存 JIS F 規格の改正原案作成作業への着手_1

【第 31 回標準部会で作業計画が承認（2020 年 2 月 26 日）】

【第 37 回標準部会で JIS F 原案が承認（2023 年 2 月 21 日）】

【産業標準化法第 12 条に基づき、国土交通大臣へ申出完了（2023 年 3 月 7 日）】

1. 規格番号及び規格名称
JIS F 8443:202x, 船用フラッドライト
2. 規格概要
船で用いる電源電圧 250 V 以下の各種の電球, ランプ及び LED を光源とするフラッドライトについて規定する。
3. 改正の目的と期待・効果
LED 灯の要件を追加することを目的として、改正を行う。JIS F 8443 へ LED 灯の要件を追加することにより、船用フラッドライトに於ける LED 灯の普及及び安全基準の作成に資することが期待される。
4. 改正する箇所と要点
LED 灯の要件を追加する。
5. 対応国際規格との整合性
対応国際規格なし
6. 担当分科会
電気設備分科会
7. 原案作成期間（予定）
2020 年 2 月 26 日～2021 年 2 月 25 日

【第 35 回標準部会で作業計画が承認（2022 年 2 月 24 日）】

1. 規格番号及び規格名称

JIS F 2805 船舶及び海洋技術－海上安全－膨脹式救命器具のガス膨脹システム

2. 規格概要

この規格は、高圧ガス容器中の高圧ガスを膨脹手段とし、高圧ガス容器弁、高圧ガス容器カット装置、高圧ホース、圧力開放／送気バルブ、膨脹／排気バルブ、逆止弁などによって構成されるガス膨脹システムの性能及び試験に関する要求事項について規定している。

3. 改正の目的と期待・効果

最新の対応国際規格である ISO 15738:2019 の規定と整合化を図ることを目的とする。これによって、当該規格の規定内容が普及し、ガス膨脹システムの設計・製造の合理化、品質の向上に寄与することが期待できる。

4. 規定する箇条の構成（主な規定項目）

1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 高圧ガス容器－塩水噴霧試験 5 膨脹用ガス 6 高圧ガス容器弁及びカット装置 7 バルブ－圧力開放バルブ／送気バルブ、膨脹／排気バルブ、逆止弁 8 ガス膨脹システムの適合性 9 設置

5. 対応国際規格との整合性

ISO 15738:2019 (IDT:一致)

6. 担当分科会

救命分科会

7. 原案作成期間（予定）

2022 年 2 月 25 日 ～2022 年 9 月 30 日

【第 37 回標準部会で作業計画が承認（2023 年 2 月 21 日）】

1. 規格番号及び規格名称

JIS F 3303 フラッシュバット溶接アンカーチェーン

2. 規格概要

この規格は、船舶、港湾施設などで用いるフラッシュバット溶接アンカーチェーン及びチェーン用部品の設計、製造などに関する種類、材料、性能、検査などの要求事項について規定している。

3. 改正の目的と期待・効果

最近の生産、使用実績に従い、チェーンの主要材料や寸法公差等について改めることによって、設計・製造の合理化、品質の向上に寄与することが期待できる。

4. 規定する箇条の構成（主な規定項目）

1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 一般要求事項 5 種類
6 材料 7 製造方法 8 熱処理 9 性能 10 検査 11 構成、構造、形状及び寸法
12 許容差 13 リンク及びシャックルの範囲 14 呼び寸法 15 連結
16 製品の呼び方 17 表示

5. 対応国際規格との整合性

対応なし

6. 担当分科会

甲板機械及びぎ装分科会

7. 原案作成期間（予定）

2023 年 2 月 22 日 ～ 次回標準部会開催迄（2023 年 9 月又は 10 月）

【第 37 回標準部会で作業計画が承認（2023 年 2 月 21 日）】

1. 規格番号及び規格名称

JIS F 2021 船用小形フェアリーダ

2. 規格概要

この規格は、船のえい航・係留など用いる船用小形フェアリーダの種類、構造、形状及び寸法、材料など設計、製造に係る要求事項について規定している。

3. 廃止の理由

2021 年度に行われた JIS F の改廃調査によって、規格の使用実績が希少であることが明らかになるとともにその後の担当分科会での追加調査で使用実績が希少であることが確認できた。さらに 1967 年に規格が制定された後、1976 年の規格改正以来 40 年以上規格改正が行われておらず規格の存在意義が低く、かつ、制定から 55 年以上が経過し、既にこの規格が各所に普及し、かつ、自社標準による対応で可能であると想定されることから規格の役割を終えたと判断した。

4. 対応国際規格との整合性

対応なし

5. 強制法規・公共調達基準等への引用

無

6. JIS マーク表示制度の適用

適用に対応できていない

7. 担当分科会

甲板機械及びぎ装分科会

8. 廃止に係る意見受付公告（28 日間）等手続きの期間（予定）

2023 年 2 月 22 日 ～ 次回標準部会開催迄（2023 年 9 月又は 10 月）

【第 37 回標準部会で作業計画が承認（2023 年 2 月 21 日）】

1. 規格番号及び規格名称

JIS F 2024 船用小形スタンドローラ

2. 規格概要

この規格は、船の係留など用いる船用小形スタンドローラの構造、形状及び寸法、材料など設計、製造に係る要求事項について規定している。

3. 廃止の理由

2021 年度に行われた JIS F の改廃調査によって、規格の使用実績が希少であることが明らかになるとともにその後の担当分科会での追加調査で使用実績が希少であることが確認できた。さらに 1969 年に規格が制定された後、1975 年の規格改正以来 50 年近く規格改正が行われておらず規格の存在意義が低く、かつ、制定から 55 年近くが経過し、既にこの規格が各所に普及し、かつ、自社標準による対応で可能であると想定されることから規格の役割を終えたと判断した。

4. 対応国際規格との整合性

対応なし

5. 強制法規・公共調達基準等への引用

無

6. JIS マーク表示制度の適用

適用に対応できていない

7. 担当分科会

甲板機械及びぎ装分科会

8. 廃止に係る意見受付公告（28 日間）等手続きの期間（予定）

2023 年 2 月 22 日 ～ 次回標準部会開催迄（2023 年 9 月又は 10 月）

【第 37 回標準部会で作業計画が承認（2023 年 2 月 21 日）】

1. 規格番号及び規格名称

JIS F 2205 ブームレスト頭部金物

2. 規格概要

この規格は、JIS F 2201（船用鋼板製デリックブーム）によるデリックブームを水平格納するブームレスト頭部金物の構造、形状及び寸法、材料、外観に係る要求事項について規定している。

3. 廃止の理由

2021 年度に行われた JIS F の改廃調査によって、メーカー標準等の採用により規格の使用実績が希少であることが明らかになるとともにその後の担当分科会での追加調査で使用実績が希少であることが確認できた。1987 年の規格改正以来 30 年以上規格改正が行われておらず規格の存在意義が低く、かつ、1967 年の規格制定から 50 年以上経過し、既にこの規格が各所に普及し、かつ、自社標準による対応が可能であると想定されることから規格の役割を終えたと判断した。

4. 対応国際規格との整合性

対応なし

5. 強制法規・公共調達基準等への引用

無

6. JIS マーク表示制度の適用

適用に対応できていない

7. 担当分科会

甲板機械及びぎ装分科会

8. 廃止に係る意見受付公告（28 日間）等手続きの期間（予定）

2023 年 2 月 22 日 ～ 次回標準部会開催迄（2023 年 9 月又は 10 月）

【第 37 回標準部会で作業計画が承認（2023 年 2 月 21 日）】

1. 規格番号及び規格名称

JIS F 2251 船用小荷重デリックブーム

2. 規格概要

この規格は、船の貨物、てんま船、ホース、ドラム缶、食料などのつり揚げに用いる使用荷重 4.9 kN のデリックブームの種類、構造、形状及び寸法、材料、表示などの要求事項について規定している。

3. 廃止の理由

2021 年度に行われた JIS F の改廃調査によって、規格の使用実績が希少であることが明らかになるとともにその後の担当分科会での追加調査で使用実績が希少であることが確認できた。1970 年の規格改正以来 50 年以上国際単位系（SI 単位）への切り替えに係る改正だけで実質改正が行われておらず規格の存在意義が低く、かつ、1970 年の規格制定から 50 年以上経過し、既にこの規格が各所に普及し、かつ、自社標準による対応で可能であると想定されることから規格の役割を終えたと判断した。

4. 対応国際規格との整合性

対応なし

5. 強制法規・公共調達基準等への引用

無

6. JIS マーク表示制度の適用

適用に対応できていない

7. 担当分科会

甲板機械及びぎ装分科会

8. 廃止に係る意見受付公告（28 日間）等手続きの期間（予定）

2023 年 2 月 22 日 ～ 次回標準部会開催迄（2023 年 9 月又は 10 月）

【第 37 回標準部会で作業計画が承認（2023 年 2 月 21 日）】

1. 規格番号及び規格名称

JIS F 2315 水密すべり戸開閉指示器

2. 規格概要

この規格は、船に用いる水密すべり戸開閉指示器の種類、構造、形状及び寸法、材料などの要求事項について規定している。

3. 廃止の理由

2021 年度に行われた JIS F の改廃調査によって、規格の使用実績が希少であることが明らかになるとともにその後の担当分科会での追加調査で使用実績が希少であることが確認できた。1967 年の規格改正以来 50 年以上改正が行われておらず規格の存在意義が低く、かつ、1954 年の規格制定から 70 年以上経過し、既にこの規格が各所に普及し、かつ、自社標準による対応で可能であると想定されることから規格の役割を終えたと判断した。

4. 対応国際規格との整合性

対応なし

5. 強制法規・公共調達基準等への引用

無

6. JIS マーク表示制度の適用

適用に対応できていない

7. 担当分科会

甲板機械及びぎ装分科会

8. 廃止に係る意見受付公告（28 日間）等手続きの期間（予定）

2023 年 2 月 22 日 ～ 次回標準部会開催迄（2023 年 9 月又は 10 月）

【第 37 回標準部会で作業計画が承認（2023 年 2 月 21 日）】

1. 規格番号及び規格名称

JIS F 0101 舟艇—ワイヤロープの使用基準

2. 規格概要

この規格は、JIS G 3540 に規定するロープ径を基準に、船の長さ 12m 以下のマリンレジャー用舟艇の船体ぎ装に使用されるステンレス鋼ワイヤロープの使用基準について規定している。

3. 廃止の理由

2021 年度に行われた JIS F の改廃調査によって、規格の使用実績が希少であることが明らかになるとともに、その後の担当分科会での審議並びに関係団体及び関連メーカーへの追加調査でも使用実績が希少であることが確認できた。また、1994 年の規格制定以来改正が行われておらず、自社標準等の他の指標が用いられていると想定されることから、規格の役割を終えたと判断した。

4. 対応国際規格との整合性

対応なし

5. 強制法規・公共調達基準等への引用

無

6. JIS マーク表示制度の適用

適用に対応できていない

7. 担当分科会

舟艇分科会

8. 廃止に係る意見受付公告（28 日間）等手続きの期間（予定）

2023 年 2 月 22 日 ～ 次回標準部会開催迄（2023 年 9 月又は 10 月）

【第 37 回標準部会で作業計画が承認（2023 年 2 月 21 日）】

1. 規格番号及び規格名称

JIS F 1033 舟艇—ガソリン機関区画及びガソリタンク区画の換気

2. 規格概要

この規格は、推進、発電又は機械動力のためのガソリン機関をもち、船体の長さが 24 m 以下の舟艇のガソリン機関区画及びガソリタンク区画における爆発性ガスの蓄積を防止するため、これらの区画の換気についての要求事項について規定している。

3. 廃止の理由

2021 年度に行われた JIS F の改廃調査によって、規格の使用実績が希少であることが明らかになるとともに、その後の担当分科会での審議並びに関係団体及び関連メーカーへの追加調査でも使用実績が希少であることが確認できた。また、対応国際規格が 2020 年版に更新される一方で、JIS F 改正要望が業界から出されず、自社標準等の他の指標が用いられていると想定されることから、規格の役割を終えたと判断した。

4. 対応国際規格との整合性

ISO 11105:1997 Small craft -- Ventilation of petrol engine and/or petrol tank compartments (MOD)

5. 強制法規・公共調達基準等への引用

無

6. JIS マーク表示制度の適用

適用に対応できていない

7. 担当分科会

舟艇分科会

8. 廃止に係る意見受付公告（28 日間）等手続きの期間（予定）

2023 年 2 月 22 日 ～ 次回標準部会開催迄（2023 年 9 月又は 10 月）

【第 37 回標準部会で作業計画が承認（2023 年 2 月 21 日）】

1. 規格番号及び規格名称

JIS F 1036 舟艇－最大推進出力値の決定：船体の長さ8 m未満の舟艇

2. 規格概要

この規格は、機関によって推進する船体の長さが 8 m 未満の舟艇の最大出力値の決定要件について規定している。

この規格を適用しない舟艇は、次による。

- － ISO 13590 (JIS F 1030) 定義するパーソナルウォータークラフト。
- － カヌー、カヤック。
- － ISO 6185-1～-3 で定義する膨脹式ボート。ただし、同 Part 3 で規定する 30 ノット又はそれ以上の最大速力が予想される複合形膨脹式ボート（RIBS）は、この規格による。
- － レーシングボート：競技用に設計、建造された艇。

この規格は、最大出力値に関する構造強度を要求するものではなく、海象、風、航路及び波のすべての状況下での不安定性への安全を保証するものではない。

3. 廃止の理由

2021 年度に行われた JIS F の改廃調査によって、規格の使用実績が希少であることが明らかになるとともに、その後の担当分科会での審議並びに関係団体及び関連メーカーへの追加調査でも使用実績が希少であることが確認できた。また、対応国際規格が 2016 年版に更新される一方で、JIS F 改正要望が業界から出されず、自社標準等の他の指標が用いられていると想定されることから、規格の役割を終えたと判断した。

4. 対応国際規格との整合性

ISO 11592:2001 Small craft less than 8 m length of hull -- Determination of maximum propulsion power rating (MOD)

5. 強制法規・公共調達基準等への引用

無

6. JIS マーク表示制度の適用

適用に対応できていない

7. 担当分科会

舟艇分科会

8. 廃止に係る意見受付公告（28日間）等手続きの期間（予定）

2023年2月22日～ 次回標準部会開催迄（2023年9月又は10月）

【第 37 回標準部会で作業計画が承認（2023 年 2 月 21 日）】

1. 規格番号及び規格名称

JIS F 1041 舟艇－最大搭載量

2. 規格概要

この規格は、他の規格に定められた復原性、乾げん（舷）、浮力及び乗員についての制限を超えない範囲で舟艇の最大搭載に含まれる項目について規定している。さらにこの規格は、乗員の座席に関する必要条件も定めている。

この規格は、ISO 8666 に基づく船体長さ LH が 24 m 以下の舟艇に適用する。

なお、ISO 6185 に基づく膨脹式ボート及び JIS F 1030 のパーソナルウォータークラフトは含まない。

3. 廃止の理由

2021 年度に行われた JIS F の改廃調査によって、規格の使用実績が希少であることが明らかになるとともに、その後の担当分科会での審議並びに関係団体及び関連メーカーへの追加調査でも使用実績が希少であることが確認できた。また、対応国際規格が 2021 年版に更新される一方で、JIS F 改正要望が業界から出されず、自社標準等の他の指標が用いられていると想定されることから、規格の役割を終えたと判断した。

4. 対応国際規格との整合性

ISO 14946:2001 Small craft -- Maximum load capacity (IDT)

5. 強制法規・公共調達基準等への引用

無

6. JIS マーク表示制度の適用

適用に対応できていない

7. 担当分科会

舟艇分科会

8. 廃止に係る意見受付公告（28 日間）等手続きの期間（予定）

2023 年 2 月 22 日 ～ 次回標準部会開催迄（2023 年 9 月又は 10 月）

【第 37 回標準部会で作業計画が承認（2023 年 2 月 21 日）】

1. 規格番号及び規格名称

JIS F 1051-1 膨脹式ボート－第 1 部：最大出力4.5kW以下のボート

2. 規格概要

この規格は、全長 8 m 以下で浮力が 1,800 N 以上の膨脹式ボート（複合型膨脹式ボートを含む）の設計、使用材料、製造及び試験に関する安全上の最小限の要件について規定している。

第 1 部は、環境温度が $-5\text{ }^{\circ}\text{C}$ ～ $+60\text{ }^{\circ}\text{C}$ の範囲で使用する次の分類の膨脹式ボートに適用する。

- － 分類Ⅰ：手こぎによって推進する膨脹式ボート
- － 分類Ⅱ：最大出力が 4.5 kW 以下の機関を搭載することができる膨脹式ボート
- － 分類Ⅲ：膨脹式カヌー及びカヤック
- － 分類Ⅳ：最大面積が 6 m^2 以下の帆によって推進する膨脹式ボート

3. 廃止の理由

2021 年度に行われた JIS F の改廃調査によって、規格の使用実績が希少であることが明らかになるとともに、その後の担当分科会での審議並びに関係団体及び関連メーカーへの追加調査でも使用実績が希少であることが確認できた。これらの調査の結果、自社標準等の他の指標が用いられていると想定されることから、規格の役割を終えたと判断した。

4. 対応国際規格との整合性

ISO 6185-1:2001 Inflatable boats -- Part 1: Boats with a maximum motor power rating of 4,5 kW (IDT)

5. 強制法規・公共調達基準等への引用

無

6. JIS マーク表示制度の適用

適用に対応できていない

7. 担当分科会

舟艇分科会

8. 廃止に係る意見受付公告（28日間）等手続きの期間（予定）

2023年2月22日～ 次回標準部会開催迄（2023年9月又は10月）

【第 37 回標準部会で作業計画が承認（2023 年 2 月 21 日）】

1. 規格番号及び規格名称

JIS F 1051-2 膨脹式ボート－第2部：最大出力4.5 kW以上 15 kW以下のボート

2. 規格概要

この規格のこの部は、全長 8 m 以下で浮力が 1,800 N 以上の膨脹式ボート（複合型膨脹式ボートを含む）の設計、使用材料、製造及び試験に関する安全上の最小限の要件について規定している。

第 2 部は、環境温度が $-5\text{ }^{\circ}\text{C}$ ～ $+60\text{ }^{\circ}\text{C}$ の範囲で使用する次の分類の膨脹式ボートに適用する。

- － 分類V：最大出力が 4.5 kW 以上 15 kW 以下の機関を搭載することができる膨脹式ボート
- － 分類VI：最大面積が 6 m^2 以上の帆によって推進する膨脹式ボート

3. 廃止の理由

2021 年度に行われた JIS F の改廃調査によって、規格の使用実績が希少であることが明らかになるとともに、その後の担当分科会での審議並びに関係団体及び関連メーカーへの追加調査でも使用実績が希少であることが確認できた。これらの調査の結果、自社標準等の他の指標が用いられていると想定されることから、規格の役割を終えたと判断した。

4. 対応国際規格との整合性

ISO 6185-2:2001 Inflatable boats -- Part 2: Boats with a maximum motor power rating of 4,5 kW to 15 kW inclusive (IDT)

5. 強制法規・公共調達基準等への引用

無

6. JIS マーク表示制度の適用

適用に対応できていない

7. 担当分科会

舟艇分科会

8. 廃止に係る意見受付公告（28 日間）等手続きの期間（予定）

2023年2月22日～ 次回標準部会開催迄（2023年9月又は10月）

【第 37 回標準部会で作業計画が承認（2023 年 2 月 21 日）】

1. 規格番号及び規格名称

JIS F 1051-3 膨脹式ボート－第3部：最大出力 15 kW以上のボート

2. 規格概要

この規格のこの部は、全長 8 m 以下で浮力が 1,800 N 以上の膨脹式ボート（複合型膨脹式ボートを含む）の設計、使用材料、製造及び試験に関する安全上の最小限の要件について規定している。

第 3 部は、環境温度が $-5\text{ }^{\circ}\text{C}$ ～ $+60\text{ }^{\circ}\text{C}$ の範囲で使用する次の分類の膨脹式ボートに適用する。

- － 分類Ⅶ：最大出力が 15 kW 以上の機関を搭載することができる膨脹式ボート
- － 分類Ⅷ：最大出力が 75 kW 以上の機関を搭載することができる、復原係数が 250 より大きいオフショア膨脹式ボート

3. 廃止の理由

2021 年度に行われた JIS F の改廃調査によって、規格の使用実績が希少であることが明らかになるとともに、その後の担当分科会での審議並びに関係団体及び関連メーカーへの追加調査でも使用実績が希少であることが確認できた。これらの調査の結果、自社標準等の他の指標が用いられていると想定されることから、規格の役割を終えたと判断した。

4. 対応国際規格との整合性

ISO 6185-3:2001 Inflatable boats -- Part 2: Boats with a maximum motor power rating of 4,5 kW to 15 kW inclusive (IDT)

5. 強制法規・公共調達基準等への引用

無

6. JIS マーク表示制度の適用

適用に対応できていない

7. 担当分科会

舟艇分科会

8. 廃止に係る意見受付公告（28 日間）等手続きの期間（予定）

2023 年 2 月 22 日 ～ 次回標準部会開催迄（2023 年 9 月又は 10 月）

以 上